

令和 2 年 9 月 定 例 会 議
陳 情 文 書 表

陳情第 3 号

小松島市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する陳情

陳情文書表

【令和2年9月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和2年8月27日	陳情第3号	徳島県徳島市大道3丁目23番地 ロワイヤル徳島506 レインボーとくしまの会 代表 長坂 航	文教厚生 常任委員会

（件名・要旨）

小松島市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する陳情

【陳情の要旨】

電通によるLGBT調査2018の調査結果によると、8.9%の方がLGBT層であるとされている。単純に、徳島市の平成30年時点の人口256,599人で計算すれば、市内では22,837人の方がLGBT層に該当することになる。LGBTなど性的少数者は自己肯定感が低く、自死の割合が高いと言われている。また、いじめ・差別の対象になる、好奇の目に晒されるなど、これまでも様々な困難を抱えながら生活することを余儀なくされてきた。

近年、性的少数者に関する問題に注目が集まっており、我が国においても、地方自治体において様々な取り組みが行われるようになった。平成27年に、東京都渋谷区および東京都世田谷区において、希望する同性カップルに対し、地方公共団体として、2人がカップルである証明書を交付する施策を始めた。これは、同性同士のカップルは、法律婚として結婚ができないため、このような制度を設け、地方公共団体として、性的少数者に対する理解を示し、同性カップルを祝福するものである。この2特別区の取り組みがきっかけとなり、現在、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、福岡県福岡市、千葉県千葉市、大阪府大阪市、岡山県総社市、群馬県大泉町、栃木県鹿沼市、茨城県など、全国57自治体で同性パートナーの認証制度が既に開始されている他、京都市や広島市等で導入に向けた準備が進められている。

性的少数者にも様々な人が含まれるが、小松島市には私以外にも声を出せずにひっそりと生きることを余儀なくされている当事者が多く居住しているはずである。いかなる人間も一人では生きていけない。家族を営むことは、人としての根源的な人権である。同性と親密な関係を築きたい人を、そこから排除することは、不当な差別にもつながる。

多様性が都市の魅力を形成する重要な要素として認識されている世界では、性的少数者の人たちに、そうでない人と同様の権利を与えることに対しての取り組みが進み、また近年ではそれに加え、当事者にとって活躍しやすい社会づくりに向けてさまざまな法律が次々と生まれている。日本を除くG7参加国では、同性間でも婚姻を認めるか、同性間のパートナーシップ制度が国レベルで法制化されている。同性者を生活上のパートナーとする人々に、法的な家族と認める制度は、今や欧米を越えて、南米やアフリカ、そしてアジアへも広がり、すでに世界的な趨勢となっている。

民間企業においても、パートナーシップ証書を提示することで、同性カップルの社員にも、異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されることが発表されており、また生命保

険会社等では、同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認めるようになった。小松島市の性的少数者は、これらのような待遇を得るために、同性パートナーの認証制度が行われている自治体への引っ越しを余儀なくされている。

都市部では性的少数者に対する理解があり、地方部では理解がないと言われているが、性的少数者に関する問題は人権問題であり、都市部でも地方部でも関係なく取り組まれるべきであるものと考えます。その結果、性的少数者が自分らしく生きられる社会の実現に近づくことができ、他の自治体や国、それに企業等において多様なあり方をお互いに受け止め合う社会の実現へ向けての取り組みを前へ進めることができます。

性的少数者は、これまでさまざまな行政サービスの対象から外されてきたが、小松島市において、一日も早く陳情項目の施策を進めていただきたく陳情する。

【陳情項目】

1. 小松島市の行政活動等において、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を図ることを目的とし、諸施策に取り組むこと。
2. 小松島市で、同性同士で生活する者も含め家族として扱う「パートナーシップの認証制度（仮称）」の創設を目指し、その存在を公に認めることで、誰もが自分らしい生き方を貫ける社会を実現し、誰もが住みやすい魅力あるまちづくりをすること。